

平成 29 年 3 月 28 日

申請手続等の見直しに関する調査

— 戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として —

< 結果に基づく勧告 >

総務省では、申請手続等における申請者の負担軽減を図る観点から、戸籍謄本等の提出が必要とされる手続の実態を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官 (内閣、総務、規制改革等担当)

担 当 : 西中須、林、島岡、山崎、田中 (滉)

電 話 : 03-5253-5442 (直 通)

F A X : 03-5253-5436

E-mail : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

申請手続等の見直しに関する調査結果に基づく勧告

－戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として－（概要）

勧告日：平成29年3月28日

勧告先：金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

背景

- 1 申請手続等は、申請者の負担軽減の観点から不断に見直すことが必要であり、総務省においても見直しの推進に継続的に取り組んでいる。
国民から、①戸籍謄本（又は戸籍抄本）の提出に代えて住民票の写しの提出を認めてほしい、②相続時には複数部数の戸籍謄本等が必要となり交付手数料がかさむので、提出した戸籍謄本等を返却してほしい（行政相談委員の意見）といった要望あり。
- 2 戸籍謄本等は、多くの申請手続等で共通的に提出が求められているが、
① 住民票の写しと比較して一般に交付手数料が高額である（450円>300円程度）、本籍地と住所地が異なる場合には郵送による交付申請を行う必要があるなど取得に手間がかかる、身分事項などいわゆる機微情報が記載されている等の事情がある。
② 相続時に必要とされる多くの手続の中には、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続と、返却していない手続あり。
- 3 今回、これらを踏まえ、戸籍謄本等の提出が必要な手続を中心に調査を実施した。

主な調査結果

1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

① 住民票の写しで本人確認等が可能

②（申請者全員ではなく）氏名等の変更があった者のみ戸籍謄本等を求めれば足りる

2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

法令等に根拠がない等の理由で戸籍謄本等を返却していない
→法令改正等を行うことで対応可能

主な勧告事項

戸籍謄本等の提出を不要とすること
（14手続）

該当者のみ戸籍謄本等を求めること
（26手続）

戸籍謄本等を返却すること
（17手続）

申請者の手間＋コストの軽減

1 本人確認等のために必要としている戸籍謄本等の提出の見直し

- ◆ 「戸籍謄本等の提出が必要な75手続※」について、戸籍謄本等の提出が必要な理由、戸籍謄本等での確認内容を調査
※親族関係等の身分事項を把握するなどのために戸籍謄本等の提出を必要としていることが明らかな手続は除く。
- ◆ 戸籍謄本等の提出を必要とする理由（複数に該当する場合あり）
 - ・ 本人確認のために、「氏名」「生年月日」「本籍地」の3情報（以下「3情報」）を確認（一部手続では、更に「氏名」等の変更を確認）
 - ・ 欠格事由に該当するか確認するため、3情報（例：本籍地の市町村に必要な情報を照会）や3情報以外の情報（例：禁治産者でないこと（後見登記が未了の場合）、親子関係があること）を確認（3情報以外の情報を確認しているのは35手続）
 - ・ 名簿登録者が所在不明となった場合に現住所を本籍地の市町村に照会するため、3情報を確認
- ◆ 氏名等の変更や3情報以外の情報を確認するため戸籍謄本等の提出を求めることには一定の合理性が認められるが、**3情報の確認のみのために戸籍謄本等の提出を求める必要性は認められなかった。**
- ◆ 調査手続のうち40手続について、必ずしも戸籍謄本等の提出が必要ないと考えられる。

① 本籍記載のある住民票の写しの提出で本人確認等が可能と考えられる手続(14手続)

調査結果

報告書P5～P6

- ① 本人確認だけのために戸籍謄本等の3情報を確認している手続【9手続】（例：公有水面埋立免許の申請）
- ② 本人確認及び欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続【4手続】（例：港湾運送事業の許可の申請）
- ③ 本人確認及び所在不明となった名簿登録者の現住所を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続【1手続】（海事補佐人の登録の申請）

一方で

3情報が記載されている

上記手続と同様の内容を確認している手続の中には、戸籍謄本等の提出を求めることなく、「本籍記載のある住民票の写し」により本人確認等を行っている手続（例：司法書士の登録の申請、栄養士免許の申請等）があり、確認等に特段の支障は認められず

勧告事項

本籍記載のある住民票の写しで本人確認等が可能である手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の提出を不要とし、本籍記載のある住民票の写しで本人確認等を行うこと（総務省、国土交通省）

②氏名等の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めれば足りると考えられる手続(26手続)

調査結果

報告書P6~P7

本人確認のために3情報に加え、試験申込等から登録申請までの間の婚姻等による「氏名」又は「本籍地」の変更を確認している手続【26手続】（例：医師免許の申請、税理士の登録の申請、獣医師免許の申請、公認会計士の開業登録の申請）

→一部手続では、戸籍謄本等の他に「身分証明書（※）」を求めている（例：行政書士の登録の申請）

このほか、欠格事由のうち犯歴を本籍地の市町村に照会するため、戸籍謄本等の3情報を確認している手続もある

一方で

（※）身分証明書とは

- ・ 禁治産宣告等の通知を受けていないことを証明
- ・ 3情報についても表示
- ・ 本籍地の市町村が発行

◆ 氏名等の変更については、戸籍謄本等でのみ確認可能であるが、

・ 変更のない者が大多数であると考えられる

・ 氏名等の変更がある者のみ戸籍謄本等の提出を求めている手続（例：柔道整復師免許の申請、歯科衛生士免許の申請）があり、特段の支障は認められず

◆ 3情報は、「本籍記載のある住民票の写し」又は「身分証明書」により、必要な確認を行うことが可能

（「身分証明書」により本人確認を行っている手続（貸金業務取扱主任者の登録の申請）があるが、確認に特段の支障は認められず）

勧告事項

法令を改正するなどして、「氏名」等の変更がある者のみ戸籍謄本等を求め、変更がない者については、本籍記載のある住民票の写し又は身分証明書で本人確認等を行うこと（金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省）

【今後の課題】

- ・ 本人確認のために本籍地を確認することは、本籍地が海外転出した場合にも維持されること等から、厳格な本人確認を行う上で一定の意義あり
- ・ 他方、本籍地を確認しなくても、本人確認として手続要件を満たすことができれば、住民票の写し等の提出を不要とし、住民基本台帳ネットワークや個人番号カード・公的個人認証の仕組み等を通じて得られる住所等の情報で本人確認を行うことで、申請者側・行政側の負担軽減が見込まれる

→今後は、本人確認のために本籍情報の取得を当然の前提とすることなく、行政手続コスト削減等に取り組むことが適当

2 相続時に提出する戸籍謄本等の返却の推進

- ◆ 相続時の手続について、戸籍謄本等を返却していない手続（19手続）の実態を調査（戸籍謄本等を返却している手続（6手続）も調査）
- ◆ 戸籍謄本等を返却していないことについて、法令等に根拠がない、他機関からの照会対応に必要な等の理由が提示されたが、いずれも、十分に合理的な理由とは認められなかった。
- ◆ **戸籍謄本等を返却していない全ての手続（19手続）について、返却できるようにすべきと考えられる（うち2手続については調査途上において措置済み）。**

① 戸籍謄本等を返却している手続(6手続)

調査結果

報告書P56

- ① **不動産の所有権移転登記の申請【1手続】**
→職員が、申請者が提出した戸籍謄本等とそのコピー等を照合し、戸籍謄本等を返却
- ② **年金（未支給年金等）の請求【5手続】**
→職員が、請求者が提出した戸籍謄本等をコピーし、戸籍謄本等を返却

一方で

② 戸籍謄本等を返却していない手続(19手続)

調査結果

報告書P56～58

(返却していない理由)

- ① **法令等に根拠がないとする手続【9手続】**（例：相続税の申告）
→他方、これらについては、
 - ・ 法令改正や通知の発出等により返却可能
 - ・ 9手続のうち4手続については、調査した一部機関において、返却している例あり
 - ・ 9手続のうち3手続については、戸籍謄本等は原本の提出を求めているが、住民票等についてはコピーの提出を認めている

調査結果(続き)

(返却していない理由)

②戸籍謄本等の返却の可否は手続実務に携わる地方公共団体等で判断しているとする手続【5手続】

(例：理容所の開設者の地位の承継の届出)

→他方、調査した地方公共団体等の中には戸籍謄本等を返却している例があり、扱いが区々

③他機関からの照会等に備えて戸籍謄本等を保管する必要があるとする手続【13手続】

(例：遺族補償年金の請求)

→他方、戸籍謄本等以外の提出書類については、コピー等の受付を行っている例あり

④事務的負担の増加を懸念しているとする手続【2手続】 (例：酒類販売業の相続申告)

→他方、戸籍謄本等を返却している手続においては、事務的に特段の支障は生じていないとしている

⑤戸籍謄本等の返却の要望がないとする手続【2手続】 (例：酒類販売業の相続申告)

→他方、相続手続全般について、国民から戸籍謄本等の返却の要望が寄せられている

※複数の理由を挙げている手続があるため、これらの合計は、戸籍謄本等を返却していない手続数(19手続)とは一致しない。



勧告事項

①戸籍謄本等を返却していない手続については、法令を改正するなどして、戸籍謄本等の返却又は戸籍謄本等のコピーの受付を行うこと(財務省、厚生労働省)

②戸籍謄本等を返却していない手続のうち、地方公共団体が手続実務を行っているものについては、地方公共団体が戸籍謄本等を返却できるよう、技術的助言を行うこと(厚生労働省)